

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

法令名	愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染の防止に関する条例	根拠条項	22 の 2	資料番号	28-0	担当課	循環型社会推進課
				不利益処分の種類	特定事業に対する改善命令		

(改善命令)

第22条の2 知事は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、適正な土砂等の埋立て等の実施を確保するため、期限を定めて、特定事業の施工に関し必要な措置を講ずべきことを命ぜることができる。

(1) 施工する特定事業が第10条第1項第2号、第3号、第7号、第8号若しくは第10号又は同条第2項第1号（同条第1項第2号、第3号、第8号及び第10号に係る部分に限る。）若しくは第4号に掲げる事項に適合していないと認めるとき。

(2) 第13条（第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(3) 第17条第1項の規定による水質検査又は土壤検査を行っていないと認めるとき。

(4) 第19条第1項の規定による標識を掲示せず、又は同項に規定する事項の全部若しくは一部を記載していないと認めるとき。

(5) 第19条第2項の規定による境界を明らかにする表示を行っていないと認めるとき。